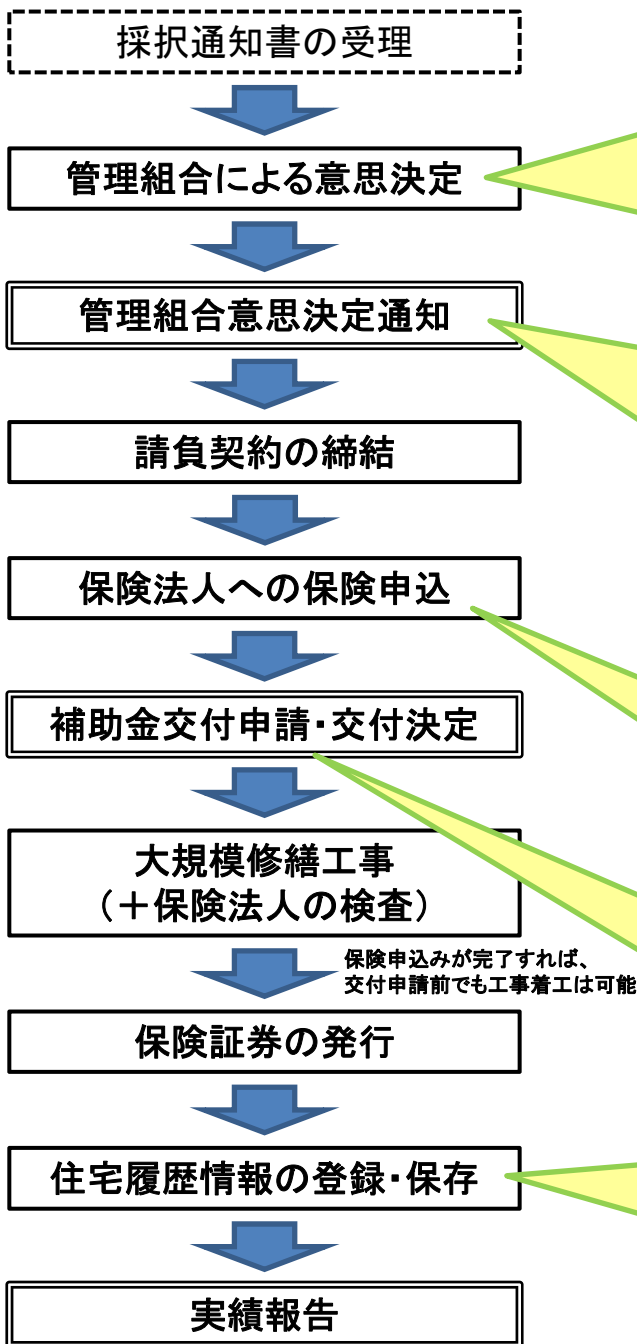


既存住宅流通・リフォーム推進事業 実施に当たっての注意事項

事業の流れ



平成23年10月31日までに、大規模修繕工事の実施及び本補助制度の活用について管理組合で意思決定したものが補助対象です。ただし、予算の制約上、平成23年10月31日以前であっても補助を終了※1する可能性があります。

※1 補助を終了する場合には、補助対象期限(上記契約の締結期限)について、その概ね1週間前までに、国土交通省のホームページ上で周知するとともに、その旨を個別に連絡いたします。

→ 事業者マニュアルの5ページ参照

意思決定の日※2から1週間以内に『管理組合意思決定通知書(様式2-0)』『総会の議事録等、大規模修繕工事の実施及び補助金の活用について管理組合で意思決定していることを証する書類』を提出してください。

※2 採択通知受領前に、既に管理組合で意思決定を終えている場合には、採択通知書を受領してから1週間以内に提出してください。

→ 事業者マニュアルの9ページ参照

工事の着工前に保険法人に保険の申込みをする必要があります。また、保険法人が実施する特定構造・防水検査の申込みも必要となります。

→ 事業者マニュアルの4ページ参照

大規模修繕工事の実施及び補助金の活用について管理組合で意思決定してから原則として2カ月以内に、交付申請書、請負契約書等を提出してください。

→ 事業者マニュアルの10ページ参照

住宅履歴情報登録機関※3に登録するか、又は管理組合自らが保存する必要があります。

※3 国土交通省のホームページに掲載している住宅履歴情報登録機関です。

→ 事業者マニュアルの4ページ参照

本補助制度では、最終的に実績報告を提出していただき、補助金をお支払いすることになります。実績報告では、保険証券の写しや領収書の写し等の提出が必要※4となりますので、事業者マニュアルをよく確認した上で事業を進めてください。

※4 実績報告時に必要な書類が提出されない場合には、補助金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

→ 事業者マニュアルの12ページ参照